完成、行財政

ペ事業の早期

生

削減に努めて 底した経費の 費を見直し徹 では、各種経

いるが、これ

復興事業、南

芦屋浜のコン

の

算編成も震災

今年度の予

新年度予算

不況と震災

党

大型開発事業

施政方針で

が大きい。市民自治の仕 市民への責任感に負う所 組みづくりも急務である。 市民英知の参画と市長の

い方を変えるべきである。

英明 ク

源不足を生じさせるのは 奪うと同時に、多額の財 事実である。

その可能性を 公園事業が、

う二つの視点 らない。総合 よって充実さ 基盤整備とい れなければな のバランスに くらしと都市 震災復興は

公

構築、ファミリーサポー 行政評価システムのさら とは一定の評価をしたい。 なる構築、電子自治体の

ち出された平成十五年度 緊縮した予算のもとで打 相談所の開設等々である。 トセンターの開始、緑の

を傾けられたい。

今後の行財政改革は、

返り、市民の生の声に耳

地方自治の精神に立ち

明

来からの要望 我が会派の従 残念である。 具体策が示さ しかしながら れてないのは

も取り入れられているこ なお、開発を温存し、ツ

の施政方針の厳正な執行 事を最優先に、税金の使 高齢者バス助成まで削る が市政の現状である。 るという自治体本来の仕 暮らし、福祉、教育を守 ケを市民に回しているの などひどいものである。 ムダな公共事業をやめ、 中学生のスキー学校や

ている。

赤字目前でも、

進め、借金が きかが問われ はどうあるべ ふくれあがり、 最優先で推し る開発事業を 税収を上回 今、自治体

要課題である

本市の最重

会派からひとこと

ついて骨太の 行財政改革に

議事 件の 審議

議案番号		件 名	結 果		果
	1	固定資産評価員の選任	闰	意(2	2 / 2
	2	固定資産評価審査委員会の委員の選任	同	意(:	2/2
	3	人権擁護委員の推薦	同	意(2	2/2
	4	市特別職で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正	可	決(:	3 / 3
	5	市税条例の一部改正	可	決(:	3 / 3
	6	市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	可	決(:	3 / 3
	7	14年度一般会計補正予算 (第3号)	可	決(:	3/3
	8	14年度下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	可	決(:	3/3
	9	14年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可	決(:	3/3
	1 0	14年度病院事業会計補正予算 (第1号)	可	決(:	3/3
	1 1	14年度水道事業会計補正予算(第1号)	可	決(:	3 / 3
	1 2	市火葬場建替工事請負契約の締結について	可	決(:	3/3
	1 3	市道路線の認定及び廃止について	可	決(:	
	1 4	財産の取得について	可	決(:	
	1 5	財産の取得について	可	決(:	
市	1 6	下水汚泥処理事業の財産の取得等に関する協議	可	決(;	
.,.	1 7	市一般職の職員給与に関する条例の一部改正	可	決(;	
長	1 8	市の機関に出頭する者の実費弁償に関する条例の一部改正	可	決(:	
	1 9	市手数料条例の一部改正	可可	決(:	
提	2 0	市立美術博物館条例の一部改正	可可	決(:	
	2 1	廃棄物減量及び適正処理に関する条例の一部改正	可可	決(:	
出	2 2	市立あしや温泉の設置管理条例の一部改正	可可	決(:	
	2 3	福祉医療費助成条例、福祉金条例の一部改正	可可	決(:	
議	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		可可	決(:	
*	2 5	介護保険条例の一部改正 国民健康保険条例の一部改正	可可	決(:	
案		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	2 6	都市公園条例の一部改正	可可	決(:	
	2 7	15年度一般会計予算	可可	決(:	
	2 8	15年度国民健康保険事業特別会計予算	可可	決(:	
	2 9	15年度下水道事業特別会計予算	可可	決(:	
	3 0	15年度公共用地取得費特別会計予算	可可	決(:	
	3 1	15年度都市再開発事業特別会計予算	可可	決(:	
	3 2	15年度老人保健医療事業特別会計予算	可可	決(:	
	3 3	15年度駐車場事業特別会計予算	可	決(:	
	3 4	15年度介護保険事業特別会計予算	可	決(:	
	3 5	15年度打出芦屋財産区共有財産会計予算	可	決(:	
	3 6	15年度三条津知財産区共有財産会計予算	可	決(:	
	3 7	15年度病院事業会計予算	可	決(:	
	3 8	15年度水道事業会計予算	可	決(:	
	3 9	阪神広域行政圏協議会規約の変更	可		
	4 0	南芦屋浜地区における企業立地促進に関する条例制定	可	決(:	3 / 1
	4 8	イラクの大量破壊兵器問題の解決を求める意見書	可	決(:	$\frac{1}{2}/2$
Mr	4 9	農業と稲作が守れる農業協定を求める意見書	可	決(:	
議提	5 0	住宅再建支援制度創設、被災者支援法見直しの意見書	可	決(:	3 / 1
	5 1	芦屋市議会会議規則の一部改正	可	決(:	
	5 2	芦屋市議会委員会条例の一部改正	可	決(:	
請	3 9	自然災害被災者支援の意見書提出を求める請願	採	択(:	3 /1
	5 2	「平和の意見書」の提出を求める請願書		1人採択	
	5 3	住宅再建支援制度創設の意見書の提出を求める請願	採	択(:	
願	5 4		採	択(:	
與		放火有生活丹建文按法兄直しの息兄音徒五の前願 わが国の稲作擁護をはかる農業協定を求める請願書	1 1	択(:	
	5 5	インパ苣マンイロTトク症皮ではパる辰未励たで不のる明願音	採	かくしょ	l / ر

改善は見込めないのでは ラ 政ク

ある行政改革をどう進め

れからは、従来の前年度

れた。

っている。こ 易な方法をと

信する」とさ

つながると確 まちづくりに

最重要課題で 足に向けて、 くなる財源不 からなお厳し

ピッチを上げ

課題として、

改革を最重要

創

一〇パーセン 各予算を毎年 間は、一律に は、この数年 の今日、当局 による財政難

業は「元気な

地区画整理事

山手幹線、土 の総合公園、

芦屋、夢ある

ト削減する安

前倒しのプラ

導入などである程度方向 トソーシング、PFIの ンニングを検討し、取り

環境を守るための事業で あり、財源が厳しい中で 替えは、これからの世代 も早期に実現すべきこと を担う子どもたちが学ぶ ても、精道小学校の建て

転換をしないと財政難の

ないか。

施政方針に対

して

たかよ) 高浜町三一

一一八四三

組むべきである。 の削減を図りつつ、アウ 現段階では、経費・支出 予算的に厳しい状況で、 会計全般については、

ていくのかが不透明であ る。 しかし経費削減と言っ

がある。 制づくりをしていく必要 市民の理解を求めるため まねばならない。そして なのか、何を削るのかを 主義を改め、今何が必要 情報公開を前面に押し出 明確にしていく予算を組 し、市民に参加参画そし て協働をしてもらえる体

捨て、教育予算削減では ないものを、不急の総合 力点を置かなければなら いる。再建策が福祉の切 を抱え財政破綻を来して 公園事業等で多額の借金 本末転倒と言わざるを得

▽武田 清明(たけだ ▽半田 孝代 (はんだ

■人権擁護委員(任期 ■固定資産評価審査委員 きよあき) 尼崎市在住 会委員(任期・三年)

■固定資産評価員

▽中野 正勝(なかの <u>__</u> <u>__</u> <u>=</u> まさかつ) 平田北町

暮らし、住宅の再建こそ

震災後の最大課題は、

提出があり、審議の結果 資産評価員、固定資産評 価審査委員会委員及び人 本会議に、市長から固定 で、紹介します。(敬称略) いずれも同意しましたの 権擁護委員の選任議案の 二月二十一日 **金**

事 案 件

$\Diamond \Diamond \Diamond \Diamond \Diamond$

(要旨)

イラクの大量破壊兵器をめぐる問題に対し 平和的解決を求める意見書

可決した意見書

アメリカは、イラクの大量破壊兵器をめぐ る問題に対する査察結果に厳しい評価をする とともに、武力行使の構えを一段と強めてい 武力行使に踏み切ればその惨禍ははか り知れない。国連を中心とした国際社会の連 携を軸に、あくまで外交努力による平和的解 決をめざす努力をすべきである。

政府は、日本国憲法の平和的理念に基づき イラクが誠実に国連決議を履行して完全な査 察協力を受け入れるよう外交努力を継続し、 平和的解決に向けてアメリカの武力攻撃事態 を回避するため、全力を尽くすよう強く要望

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、内閣 官房長官。

■我が国の農業と稲作が守れる農業協定を求 める意見書

今回WTO東京非公式会議で示された第一 次案は、関税の極端で急激な削減、ミニマム・ アクセスの大幅拡大、国内措置の農業振興策 の切り捨てなど、我が国の農業基盤を危うく するものである。

政府は、WTO東京会議の第一次案に反対 し、我が国の農業と稲作が守れる農業協定と なるよう各段の努力を強く要望する。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、 経済産業大臣、外務大臣、総務大臣。

■「住宅再建支援制度の創設」並びに「被災 者生活支援法」見直しを求める意見書

大震災以降に発生した自然災害による被災 者の実情や、東海、南海、東南海地震等の発 生確率が高いことから、住宅再建のための公 的支援制度の実現が急務となっている。

また、被災者生活支援法は、施行後5年を 目途に、施行状況を勘案し総合的な検討を加 えることとされ、本年はその5年目である。

政府は、自然災害に対する国民の安全・安 心の向上を図るため、次の事項を実現される よう強く求める。

- 1 自然災害被災者に対する住宅再建支援制 度を早急に創設すること。
- 2 被災者生活再建支援法について、適用基 準の見直しや手続きの簡素化、使途制限の 緩和、支給金額の引き上げなど、運用状況 を十分踏まえた見直しを行うこと。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣 総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大 臣。